

EPA原産地規則の概要

【基本編】



日本関税協会 2024年7月23日24日
無断転載及び複製を禁止されています
また本資料の編集は許可しません

2024年6月
財務省・税関
EPA原産地センター

1. EPA概要・利用状況
2. EPA原産地規則の概要
3. 参考情報

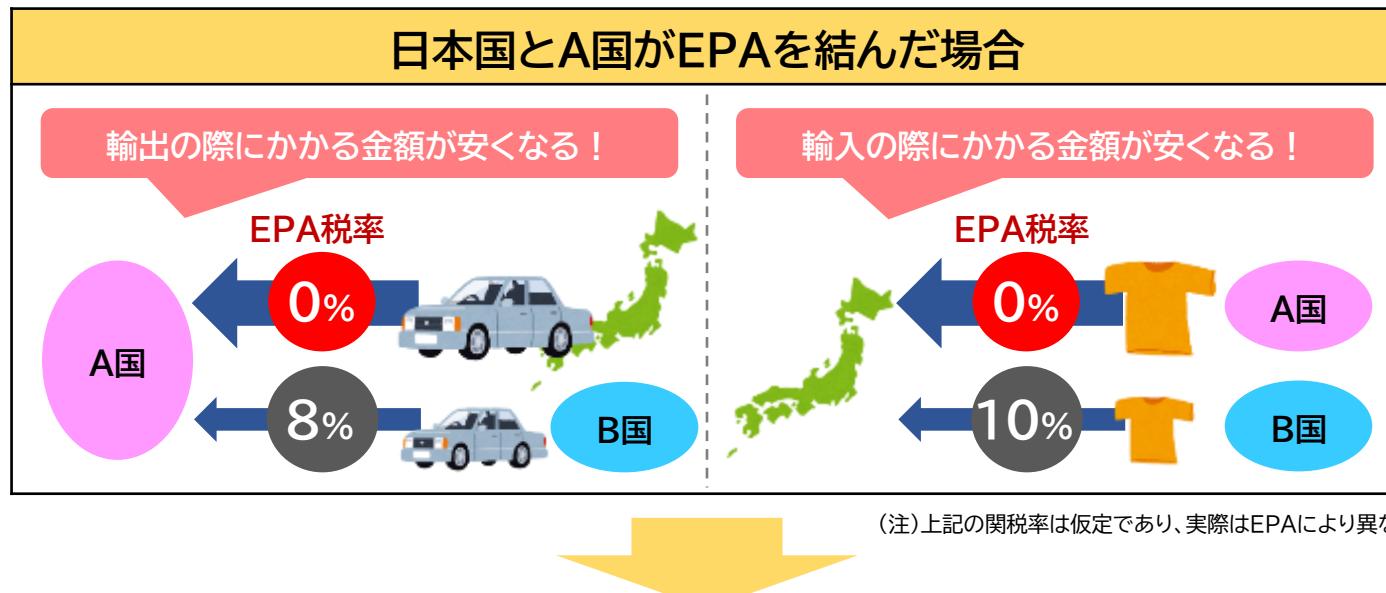


税関マスコットキャラクター
カスタム君

1. EPA概要・利用状況

EPA:経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- 特定の国・地域同士での貿易を促進するために、輸出入にかかる関税の撤廃・削減などを約束したもの。
- 特定の国・地域の產品に、通常より低い税率(EPA税率)の適用が可能。
⇒EPA締約国との輸出入の際にかかる関税が安くなる。



EPA税率適用のためには、条件を満たすことが必要。

EPAの利用状況

経済連携協定(EPA)等の歴史

(2024年6月時点)

2002年 日シンガポールEPA発効

2005年 日メキシコEPA発効

2006年 日マレーシアEPA発効

2007年 日シンガポールEPA改正

日チリEPA発効

日タイEPA発効

2008年 日インドネシアEPA発効

日ブルネイEPA発効

日ASEAN包括協定(AJCEP)発効

日フィリピンEPA発効

2009年 日スイスEPA発効

日ベトナムEPA発効

2011年 日インドEPA発効

2012年 日ペルーEPA発効

日メキシコEPA改正

2015年 日オーストラリアEPA発効

2016年 日モンゴルEPA発効

2018年 CPTPP発効

2019年 日EU・EPA発効

2020年 日米貿易協定発効

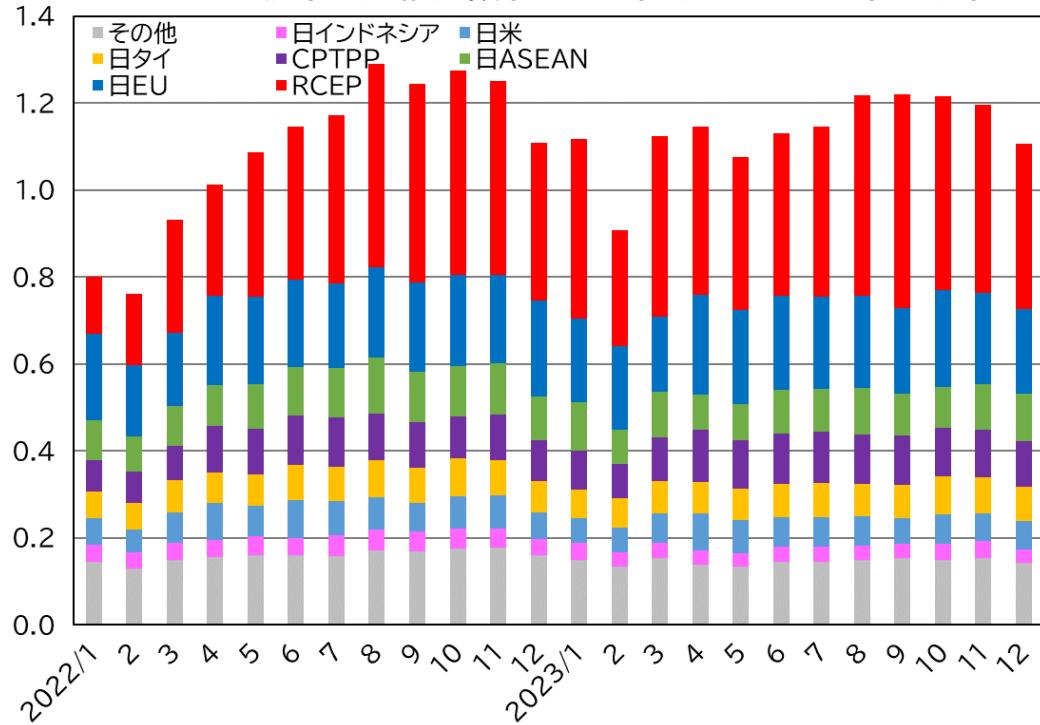
2021年 日英EPA発効

2022年 RCEP協定発効

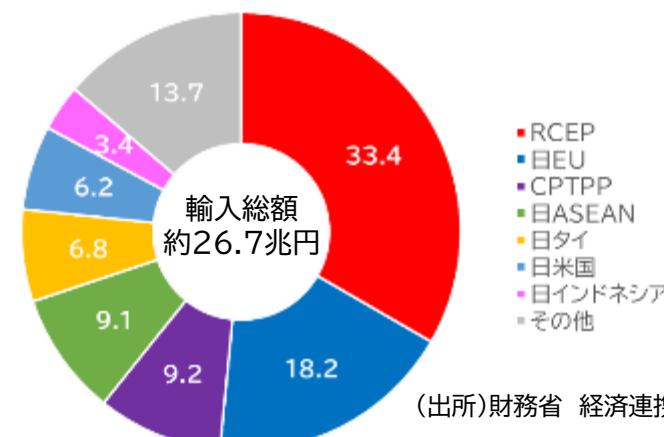
発効済 経済連携協定(EPA)等

20のEPA等(2国間:17 多国間:3)

EPA税率適用輸入額(2022年1月～2023年12月)

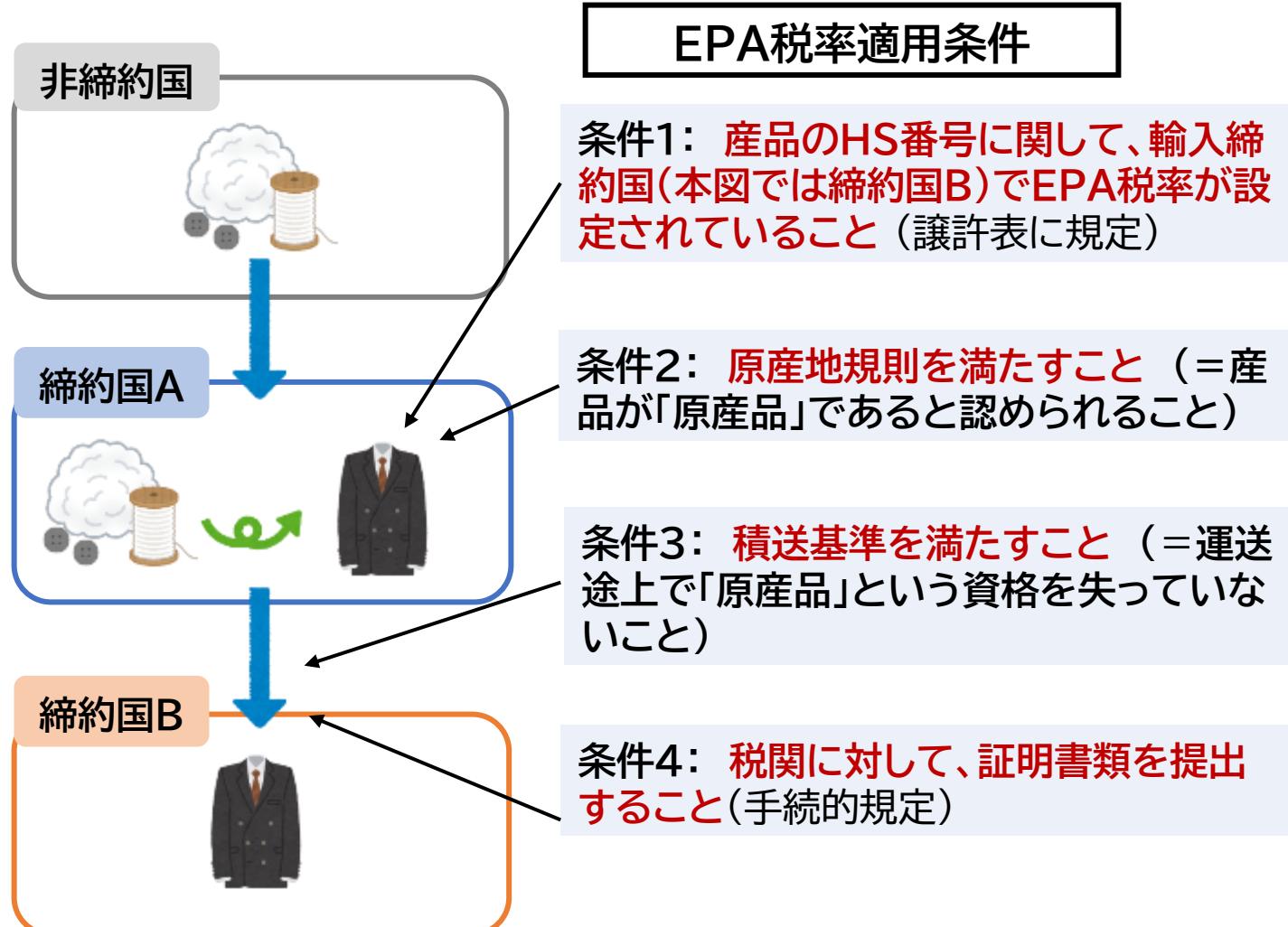


EPA税率適用輸入割合(%) (2022年1月～2023年12月)



2. EPA原産地規則の概要

EPA税率適用のために



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要。
(一つでも条件を満たさなければ適用できない。)

→ 次のスライドから各条件について確認。

条件1： 産品のHS番号に関して、輸入締約国でEPA税率が設定されていること

HS番号(関税分類番号)とは

- HS番号とは、輸出入の際に産品を分類する番号のことをいう。
- EPA税率や品目別規則は、HS番号に基づいて設定。

- HS番号(6桁)は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められており、**5年ごとに改正**される。世界200以上の国・地域で使用されており、**輸出入共通**となっている。
- 輸出国と輸入国で産品に対するHS番号の解釈が異なる場合、最終的には**輸入国側の判断が尊重**される。
- 各国、7桁目以降の**国内細分**を独自に定めている。日本の国内細分は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なる。(HS番号6桁+国内細分3桁から成る9桁の番号を統計品目番号と呼ぶ。)



(例) HS番号:**第2204.21号**

統計品目番号(日本輸入時):**2204.21-020**

HS番号 類(2桁) = 第**22**類

飲料、アルコール及び食酢

項(4桁) = 第**22.04**項

ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)



号(6桁) = 第**2204.21**号

2リットル以下の容器入りにしたもの

(9桁) = **2204.21-020**

その他のもの

条件1： 産品のHS番号について、輸入締約国でEPA税率が設定されていること

EPA税率(譲許状況)の確認方法(日本への輸入)

例: 6101.20-000(男子用の綿製オーバーコート)のEPA税率

The diagram illustrates the process for checking the EPA tariff rate for product code 6101.20-000 (men's cotton overcoat). The steps are:

- Step 1: Japanese Customs Home Page** (税関ホームページ)
Key elements: A large graphic with the text "守る 引き継ぐ 私たちの暮らし", a search bar for "検索ワード", and a sidebar with links like "品目分類について調べたい" (highlighted with a red box), "輸出の手続を調べたい" (highlighted with a red box), and "EPA/関税相場について知りたい".
- Step 2: Actual Tariff Rate Table (実行関税率表)**
Key element: A red arrow points from the home page to this table.
- Step 3: Import Statistical Item Table (Actual Tariff Rate Table) (輸入統計品目表 (実行関税率表))**
Key elements: A red box highlights the "Actual Tariff Rate Table (2024年4月1日版)" link. A red arrow points from the previous step to this table.
- Step 4: Detailed Tariff Table for Product Code 6101.20-000**
Key elements: A red box highlights the "品目分類 (HSコード)" column for "第61類". A red box highlights the "税率 (Tariff rate)" column. A red arrow points from the previous step to this table.
- Step 5: Final Tariff Table (EPA Tariff Rate) (最終税率 (EPA))**
Key element: A red box highlights the "税率 (Tariff rate (EPA))" column. A red arrow points from the previous step to this table.

条件1： 産品のHS番号に関して、輸入締約国でEPA税率が設定されていること

EPA税率(譲許状況)の確認方法(日本からの輸出)

① 税関ホームページ EPA相手国譲許表(関税率表)

➤ <https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>



12. 輸出先の国の税率を調べる(相手国譲許表)

EPA/原産地規則について知りたい

EPA税率について知りたい

1. JETROホームページ World Tariff
➤ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

※税関ホームページからのアクセス：
トップページ → EPA/原産地規則について知りたい
→ 6.協定・法令等/EPAとは → 1-2.EPA税率について
→ World Tariff

ユーザー登録が必要。
JETROホームページからユーザーIDとパスワードを取得可能(日本居住者は無料)。



条件2：原産地規則を満たすこと

原産地規則が必要な理由

- EPA税率は、各EPA上の相手国の「原産品」に対して適用。
- 相手国で全ての生産を行う場合、相手国の「原産品」であることは明らか。しかし、第三国から相手国へ輸入された材料から生産する場合には、相手国の「原産品」と捉えてよいか。
決定するためのルール(=原産地規則)が必要。

相手国で全ての生産を行う場合

相手国で栽培され、収穫された小麦は、相手国の「原産品」であることが明らか



相手国の「原産品」

第三国で栽培された小麦を使って、相手国で製粉したら？



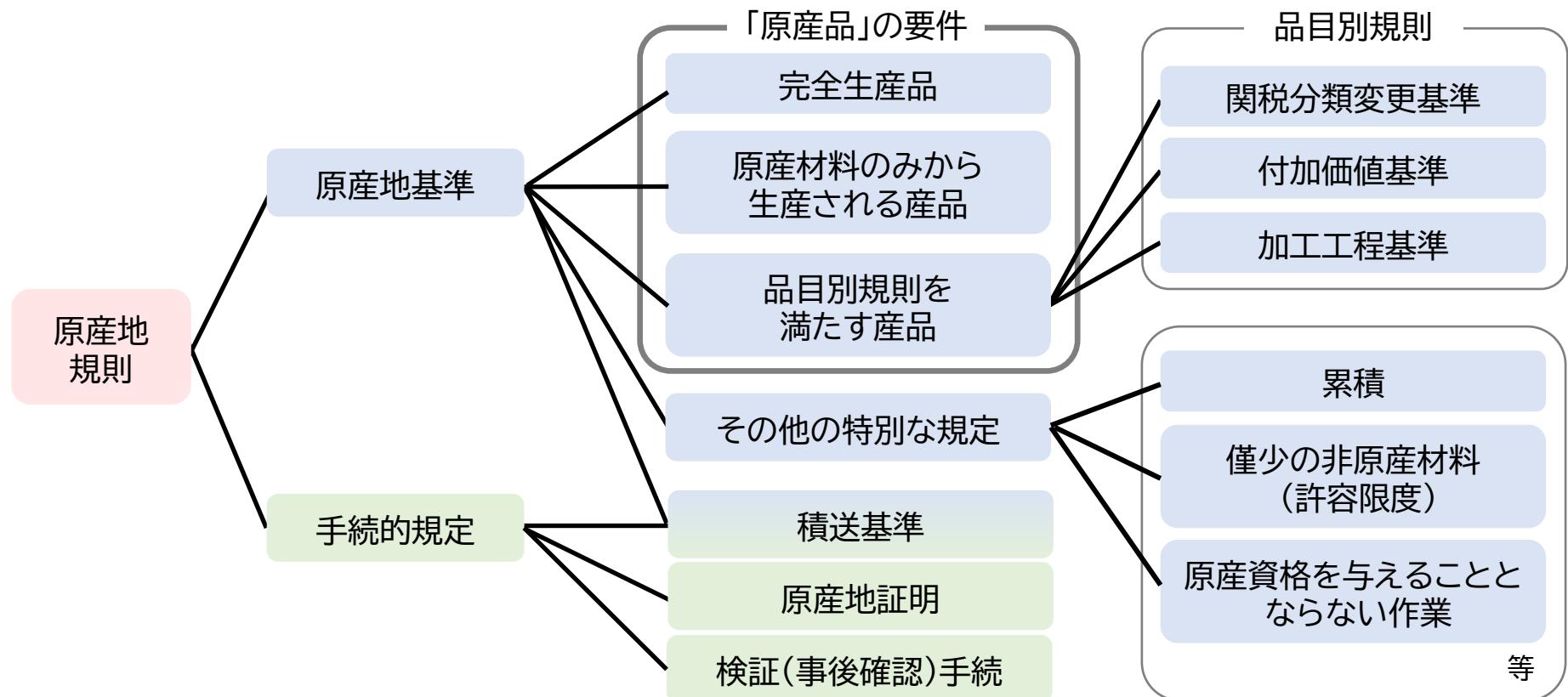
相手国の「原産品」？

条件2：原産地規則を満たすこと

原産地規則の構成

- 原産地基準…どのような貨物が原産品と認められるのかの基準を規定。
- 原産地手続…EPA税率を適用するための手続きを規定(手続的規定)。

※原産地規則は、EPAごとに異なるが、各EPAにおける規則の構成は概ね共通。



条件2：原産地規則を満たすこと

各EPAに定める原産品の要件

- 「原産品」と認められるのは、以下の3つの要件のいずれかを満たす产品。
- 材料が「原産材料(=原産品となる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”产品



要件

品目別規則 を満たす产品

締約国における生産により
“実質的変更”がある产品



要件

原産材料のみから 生産される产品

締約国の“原産品となる材料”
のみから生産される产品

原産材料

原産材料

原産材料



原産品

条件2：原産地規則を満たすこと



原産材料と非原産材料

原産材料

- EPAの原産地規則を満たして、「原産品」と認められる材料
 - 材料が原産材料かどうかは、EPAの原産地規則を満たしているかによって判断。
 - 材料を「原産品」と認める要件は、「原産品」の要件と同じ。
(「完全生産品」、「品目別原産地規則を満たす产品」、「原産材料のみから生産される产品」)

非原産材料

- EPAの原産地規則を満たさず、「原産品」と認められない材料
(原産品としての資格を決定することができない材料を含む。)
 - 以下は非原産材料となる。
 - 非締約国から輸入した材料
 - 締約国内で調達したが、非締約国で生産された材料
 - 締約国内で生産・調達されたが、EPAの原産地規則を満たさない材料

! 日本税関では、利用者の証明負担軽減の観点から、
原産品であることが証明されていない材料を非原産材料として扱う運用を行っている。

条件2：原産地規則を満たすこと

完全生産品

※WO (Wholly obtained or produced)

- 締約国において完全に得られる产品。

例

日EU・EPA 第3・3条 完全に得られる产品

1 前条の規定の適用上、次に掲げる产品は、締約国において完全に得られる产品とする。



(a)当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品(穀物、野菜等)



(b)生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの(家畜等)



(c)生きている動物(当該締約国において成育されたもの)から得られる产品(牛乳、卵等)



(d)とさつされた動物(当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの)から得られる产品(牛肉等)



(e)当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物(捕獲野生動物等)



(f)当該締約国において養殖により得られる产品(養殖魚等)



(g)当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a)から(f)までに規定するものを除く。)(原油等)



(h)当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する海、海底又はその下から得られる魚介類その他の海洋生物(公海で捕獲した魚等)

(i)～(k) (略)

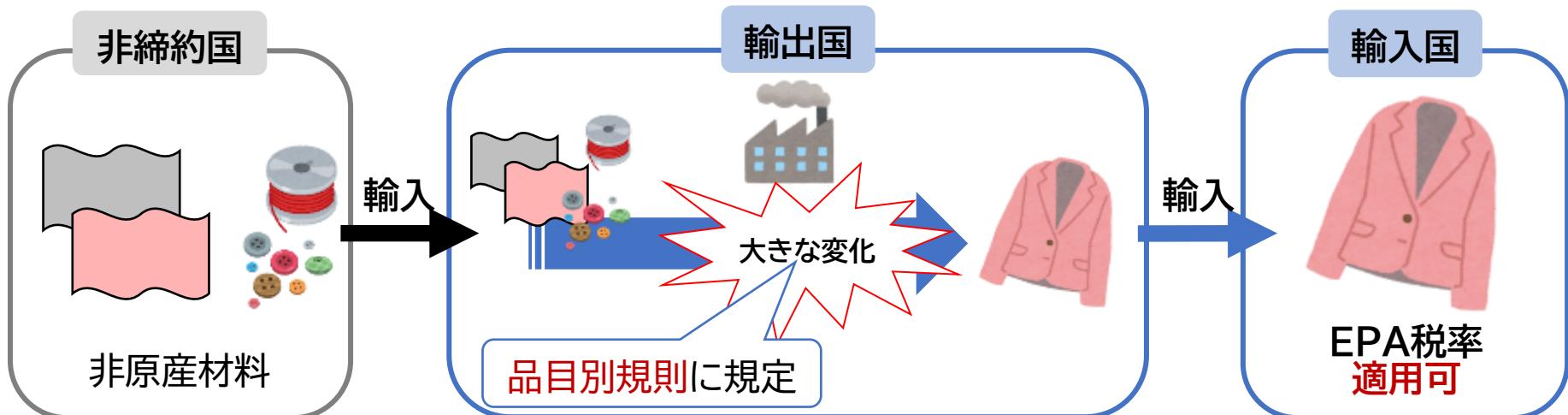
(l)当該締約国において(a)から(k)までに規定する产品又はこれらの派生物のみから生産される产品

条件2：原産地規則を満たすこと

品目別規則(実質的変更基準)を満たす產品

※PSR (Product Specific Rules)

- 非原産材料を使用していても、締約国における加工等の結果として、当該材料に**大きな変化**があった場合には、その產品を締約国の原産品と認めるもの。
- この大きな変化を「**実質的変更**」、実質的変更がある場合にその產品を原産品として認める考え方を「**実質的変更基準**」と呼ぶ。
- 実質的変更基準は、最終產品の品目毎に異なるため、「**品目別規則**」としてまとめられることが多く、各EPAの附屬書等に規定。
- 日本の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に「**関税分類変更基準**」、「**付加価値基準**」、「**加工工程基準**」のいずれかの考え方、或いはその組み合わせを採用。

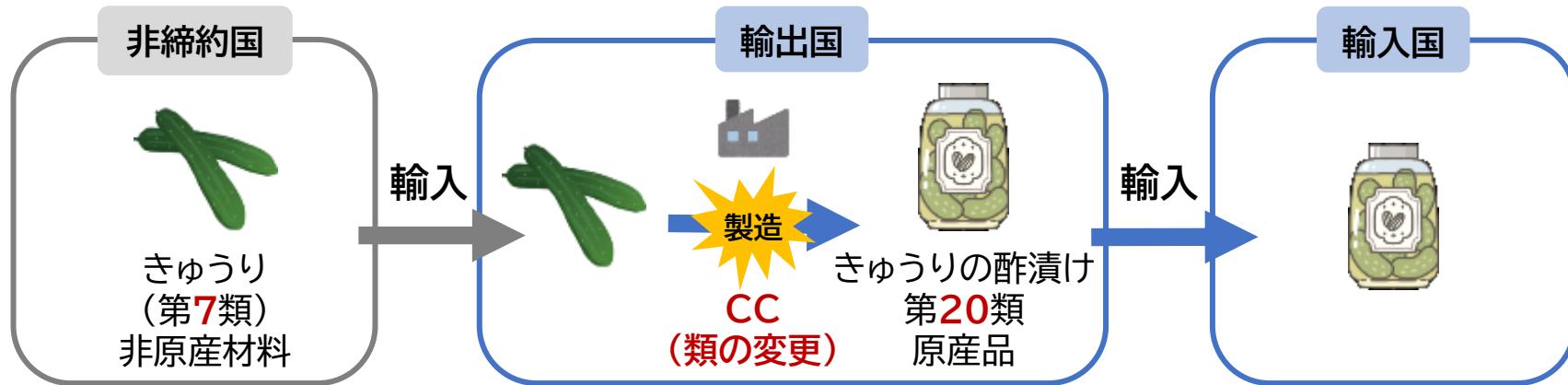


条件2：原産地規則を満たすこと

① 関税分類変更基準の例

- 関税分類変更基準とは、締約国で、**非原産材料**と**产品**との間に、**特定のHS番号(関税分類番号)**の変更があるときに、原産品であると判断する基準。
(HS番号が一定以上異なる場合)に、実質的変更が行われたとする考え方)

例 RCEP協定：きゅうりの酢漬け(第20.01項)の品目別規則：「CC」



【略語一覧】

- CC (Change of Chapter) : 材料と产品のHS番号の間で**類(HS番号先頭2桁)**の変更があること。
CTH (Change of Tariff Heading) : 材料とproductのHS番号の間で**項(HS番号先頭4桁)**の変更があること。
CTSH (Change of Tariff Subheading) : 材料とproductのHS番号の間で**号(HS番号先頭6桁)**の変更があること。

➡ **材料のHS番号は最大6桁までの確認で足りる**。例えば、品目別規則が「**CTSH**」の場合であっても、材料とproductのHS番号の間で**類(HS番号先頭2桁)**の変更があることを確認できれば、**6桁までの確認は不要**。

「**関税分類変更基準による原産性の判断**」についてさらに詳しく知りたい方はこちら →
リンク先:税関ホームページ/EPA・原産地規則について知りたい/原産地規則ポータル/
パンフレット・お知らせ/原産性判断に必要なHSコードについて(PDF)



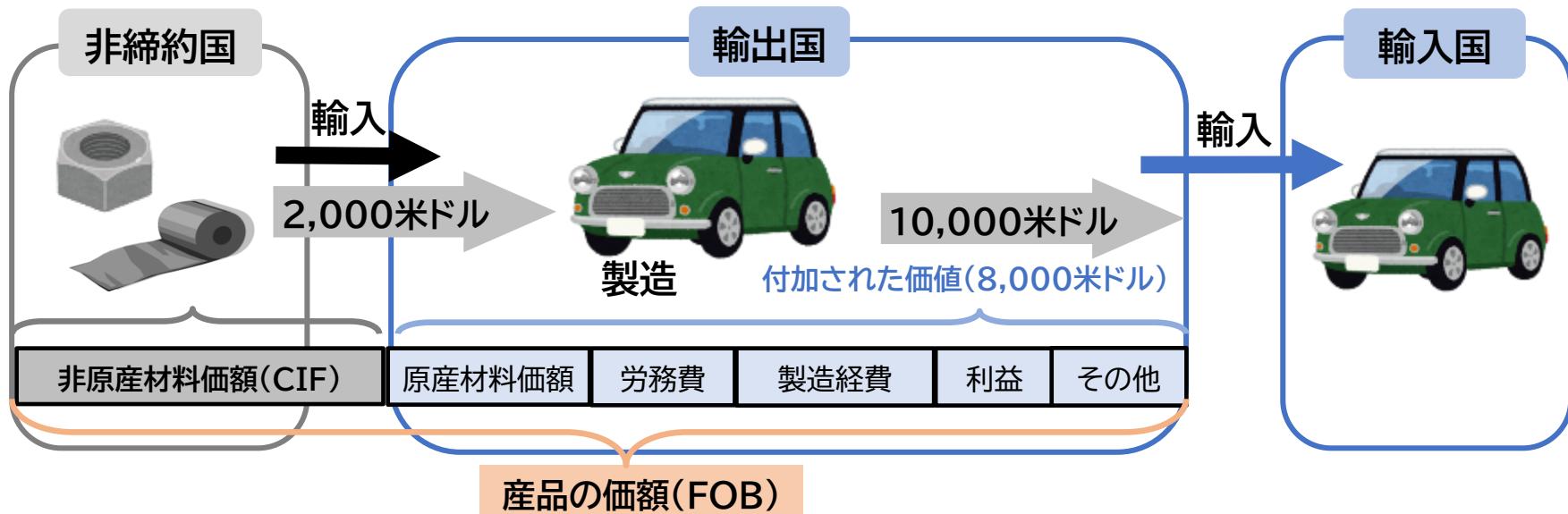
条件2：原産地規則を満たすこと

② 付加価値基準の例

- 付加価値基準とは、締約国で產品に一定以上の付加価値が付与されたときに、原產品であると判断する基準。
(付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われたとする考え方)

例

RCEP協定：乗用自動車(第87.03項)の品目別規則：RVC40(產品の域内原産割合が40%以上)



$$\frac{\text{Product Price (10,000 USD)} - \text{Non-originating material cost (2,000 USD)}}{\text{Product Price (10,000 USD)}} \times 100 = \text{付加価値 80\%} (\geq 40\%)$$

条件2：原産地規則を満たすこと

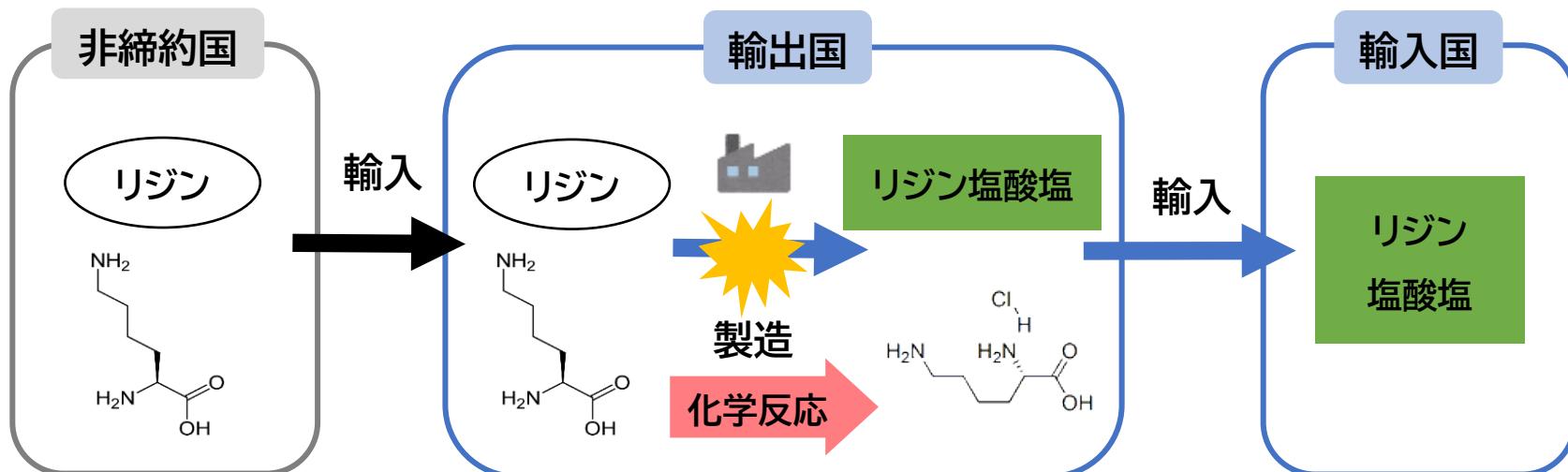
③ 加工工程基準の例

- 加工工程基準とは、**締約国で特定の加工工程**(例えば、化学反応、蒸留、精製など)が施された場合、実質的変更が行われたとする考え方。

例　日EU・EPA:リジン塩酸塩(第2922.41号)の品目別原産地規則

:「CTSH(号の変更)、

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、MaxNOM50%(EXW) 又はRVC55%(FOB)」



この場合、輸出国での製造において使用された非原産材料「リジン」に対し**化学反応**が施されていることから、「リジン塩酸塩」は品目別原産地規則を満たし、輸出国の原産品と認められる。

※リジン =アミノ酸の一種でサプリメント等に使用

日EU・EPA 附屬書3-A注釈5(c)に
定義が規定

条件2：原産地規則を満たすこと

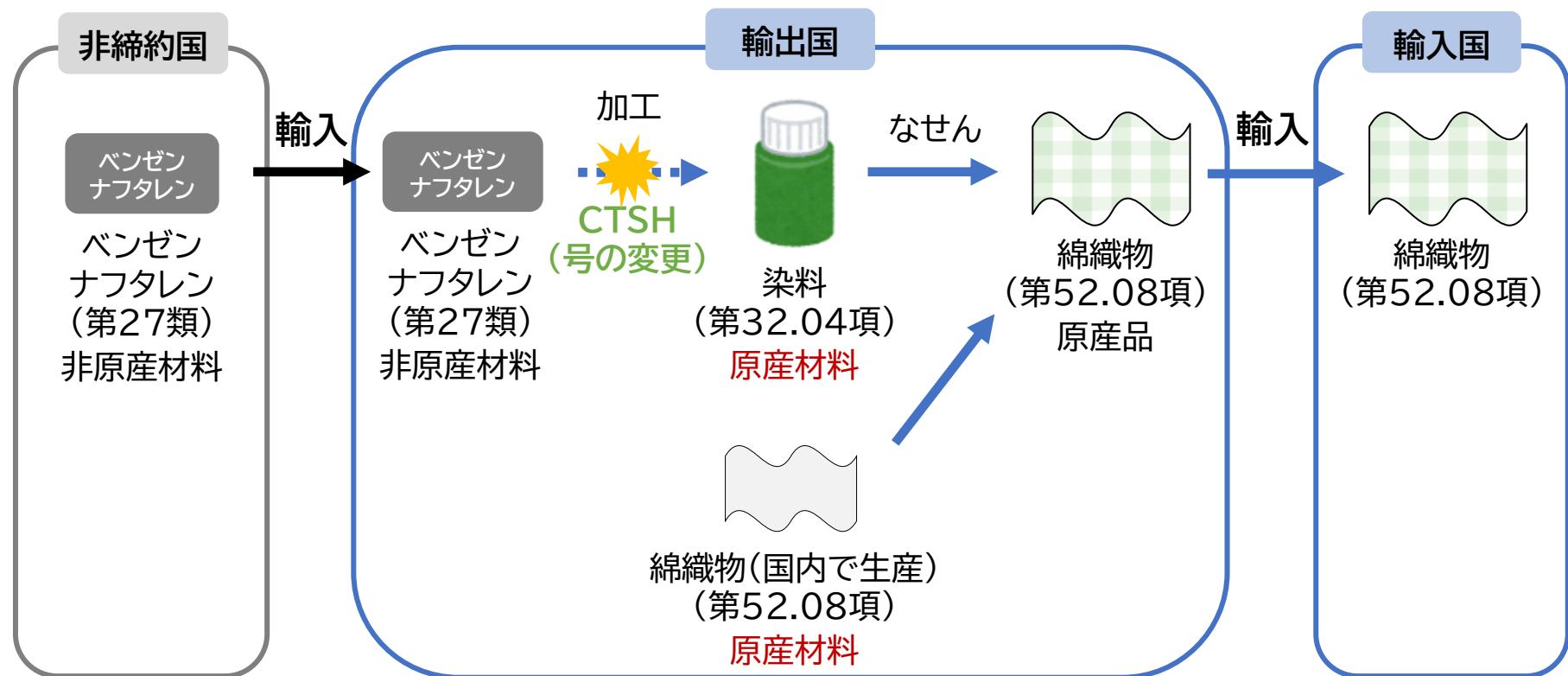
原産材料のみから生産される產品

※PE (Produced Exclusively from originating materials)

- EPA締約国の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される產品。
- 產品の生産に直接使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1か国（輸出國）で生産が完結しているように見えるが、原産材料の生産に使用された材料にまで遡ると、第三國の材料（非原産材料）が使用されている。

例

RCEP協定：染料(第32.04項)の品目別規則 : CTS(HS番号6桁レベルでの変更)又はRVC40



条件2：原産地規則を満たすこと

救済規定(累積、僅少の非原産材料)

- 「累積」や「僅少の非原産材料」は、原産品の要件を満たさない产品に対する救済規定となる考え方。
- 「僅少の非原産材料」は、「許容限度」と呼ばれることがある。

累積

- 累積とは、相手国の原産品を自国における产品の生産に使用する場合に、自国の原産材料とみなすという考え方。
- 一の国では原産品の要件を満たしていなくても、2カ国等の生産を重ね合わせる(=累積すること)により、原産品の資格を獲得しやすいというメリットがある。
- 累積には、「相手国で作ったモノは、自国で作ったモノ」とみなす考え方(「モノ」の累積)と、「相手国で行った生産は、自国で行った生産」とみなす考え方(「生産行為」の累積)がある。
- 規定された累積(モノか生産行為か、その両方か)は、EPAにより異なる。

僅少の非原産材料(日スイス、日EU、日英EPAでは許容限度)

- 僅少の非原産材料とは、非原産材料が品目別規則(関税分類変更基準や加工工程基準)を満たさない場合でも、その使用が僅かである場合には、生産された产品を原産品として認める考え方。
(言い換えると、品目別規則を満たさないごくわずかな非原産材料の使用を許容するルール)
- 当該規定の対象となる品目、判断基準が価額なのか重量なのか、どの程度まで非原産材料の使用を認めるかについては、EPAにより異なる。
- 当該規定については、日本が締結している全てのEPA等に規定。

条件2：原産地規則を満たすこと

累積(モノの累積)

EPA締約国の「原産品」につき、他の締約国での产品的生産において材料として使用される場合に、当該他の締約国の原産材料とみなす。(RCEP協定 第3・4条 累積 1)

例 RCEP協定(材料を日本から韓国へ輸出し製品化後、日本に輸入)

日本で生産した「ネクタイ芯地」(第62類)を、日本から韓国に輸出。
当該「ネクタイ芯地」を材料として、韓国で「ネクタイ」(第62類)を生産後、日本に輸入。

※ ネクタイ(第62類)の品目別規則:「CC」

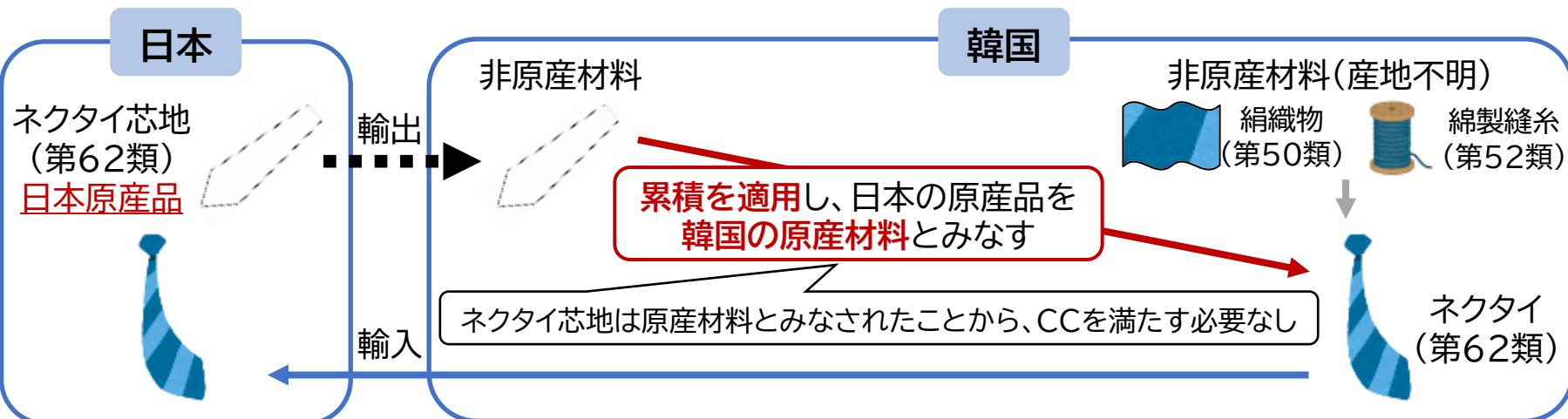
非原産材料である「ネクタイ芯地」(第62類)は、品目別規則を満たさない。

しかし

日本以外のRCEP協定締約
国の原産品も使用可

累積の規定を適用し、日本の原産品である「ネクタイ芯地」を韓国の原産材料とみなすことが可能。

- 「ネクタイ」は品目別規則を満たす。
- RCEP協定上の韓国原産品と認められる。



条件2：原産地規則を満たすこと

累積(生産行為の累積)

【RCEP協定では現在使用不可】

一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、产品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。
(日EU・EPA 第3・5条 累積 2)

例 日EU・EPA(非原産材料の糸を日本に輸入し製織した後、イタリアに輸出し製品化。その後、日本に輸入)

非原産材料の「糸」を、非締約国から日本に輸入。

当該「糸」を材料として、日本で「製織」しイタリアに輸出、イタリアで「男子用綿製シャツ」(第62.05項)を生産後、日本に輸入。

※ 男子用綿製シャツ(第62.05項)の品目別原産地規則：

「**製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ**

又はなせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)」

シャツの生地は日本で製織を行っている(EU域内で製織を行っていない)ため、品目別原産地規則を満たさない。

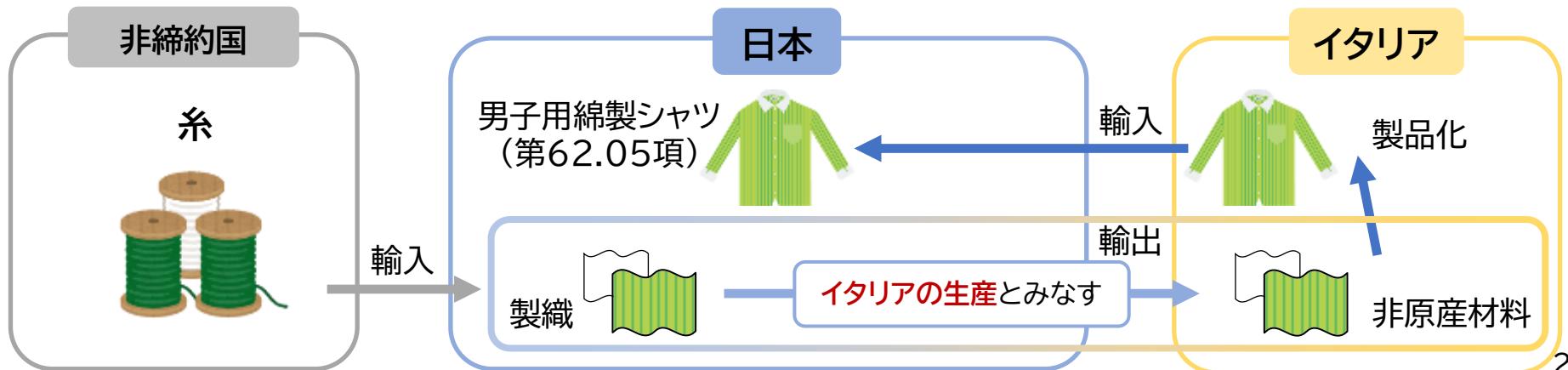
しかし

EUの原産品と認められるためには、EU域内で「製織」と、それにより出来上がった生地を衣類等へ「製品化」する2つの工程が必要

累積の規定を適用し、日本で行った生産行為をイタリアで行ったとみなすことが可能。

→ 「男子用綿製シャツ」は品目別原産地規則を満たす。

→ **日EU・EPA上のEU原産品と認められる。**



条件2：原産地規則を満たすこと

僅少の非原産材料(許容限度)

RCEP協定 第3・7条 僅少の非原産材料(概要)

- 1 (a) HS第1類から第97類の产品：関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が产品のFOB価額の10%以下の場合
- (b) HS第50類から第63類の产品：関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が产品の総重量の10%以下の場合
⇒ 第50類から第63類の僅少の非原産材料は、上記(a)と(b)のいずれかを選択することが可能。

例 RCEP協定(ベトナムから日本への輸入)

非原産材料の「合成繊維製の糸」(第55.09項)を、非締約国からベトナムに輸入。

当該「合成繊維製の糸」を材料の一部として、ベトナムで「織物」(第5513.31号)を製織後、日本に輸入。

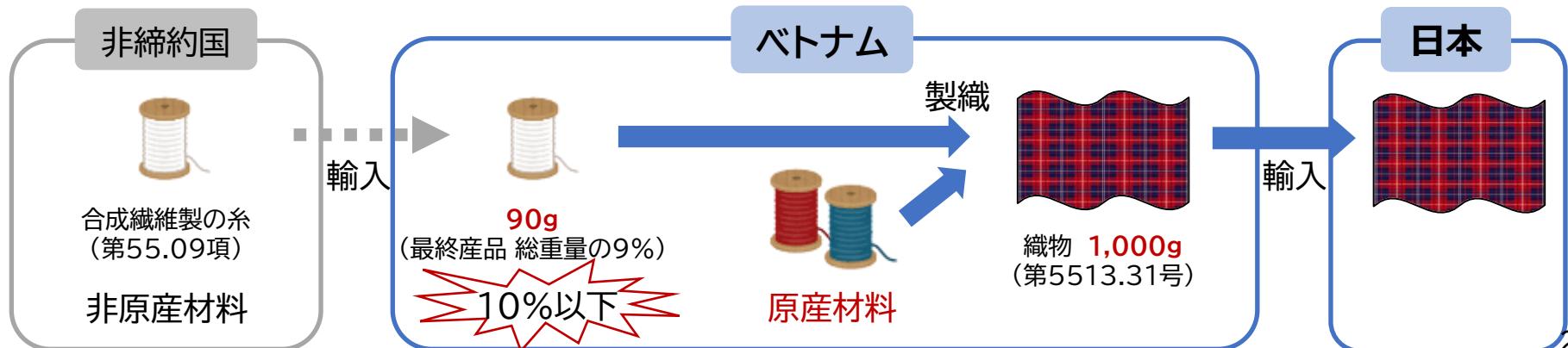
※ 織物(第5513.31号)の品目別規則：

「CTH(第55.09項から第55.11項までの各項の材料からの変更を除く。)」

非原産材料である「合成繊維製の糸」(第55.09項)は、品目別規則を満たさない。

しかし

品目別規則を満たさない非原産材料の総重量が、产品の総重量の10%以下であることから、僅少の非原産材料の規定を適用することができ、RCEP協定上のベトナム原産品と認められる。



条件2：原産地規則を満たすこと



各EPAの累積規定

- 規定されている累積(モノか生産行為か、その両方か)は、EPAにより異なる。

モノの累積を規定

日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアン包括EPA、
日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、RCEP協定
(日メキシコEPA(※))

※ 日メキシコEPAにモノの累積の規定はないが、協定原産品の考え方(締約国域内を一つの国・領域とみなし、原産性について
締約国単位ではなく、域内全体で判断する考え方。日メキシコEPAの場合は、日本とメキシコを一つの区域とみなしている。)を
採用していることから、実質的には「モノの累積」が認められている。

生産行為の累積を規定

日シンガポールEPA、日メキシコEPA

モノの累積と生産行為の累積を規定

日ペルーEPA、日オーストラリアEPA(※1)、日モンゴルEPA、CPTPP、日EU・EPA、日英EPA、
(日米貿易協定(※2))

※1 日オーストラリアEPAでは、累積の条文ではなく、原産品の定義に関する条文において生産行為の累積に相当する規定を設けている。

※2 日米貿易協定には累積に係る規定はないが、協定原産品の考え方を採用していることから、実質的には「モノの累積」と「生産行為の累積」が認められている。

条件2：原産地規則を満たすこと

原産資格を与えることとならない作業

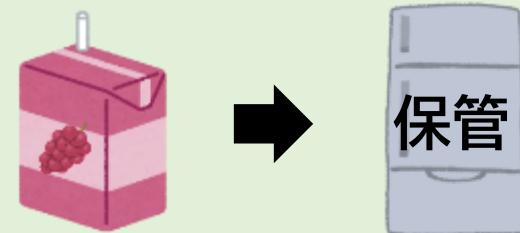
- 「原産資格を与えることとならない作業」とはミニマルオペレーションとも言い、その作業によって、品目別規則を満たすことになったとしても、产品は原産品とは認められない。(RCEP協定では 第3・6条「軽微な工程及び加工」)
- どのような作業が規定されているかはEPAにより異なる。
- CPTPP及び日米貿易協定には、この規定は存在しない。

例

RCEP協定 第3・6条 軽微な工程及び加工 Minimal Operations and Processes

产品を生産するために非原産材料に対して行われる以下の工程は、「軽微な工程及び加工」であるとして、その产品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管のために产品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために产品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理
- (d) 产品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (e) 产品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (f) 生産品の部品への分解
- (g) 動物をとさつする工程
- (h) 塗装及び研磨の単純な工程
- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程
- (j) 产品の単純な混合(異なる種類の产品の混合であるかどうかを問わない)
- (k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ



条件3：積送基準を満たすこと

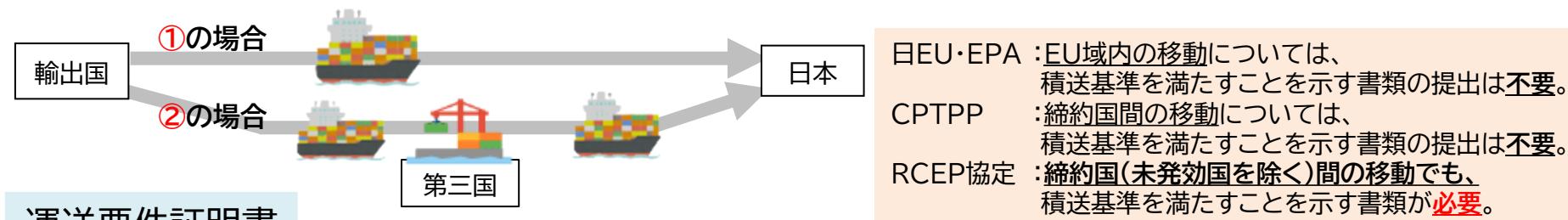
積送基準を満たすかを確認

- 原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかを判断する基準。
- 以下のいずれかの条件を満たす場合、產品は引き続き原産品と認められる。

- ① 第三国を経由することなく、原産国から輸入国に直送されること
- ② 第三国を経由する場合は、当該第三国において(※1)積替え及び一時蔵置(当該第三国の税関の監督下で行われるもの)(※2)以外の取扱いがされないこと

(※1)第三国を経由する場合、GSPでは、原則「運送上の理由による」必要がある。具体的には、原産国が内陸国である場合等日本への直接の輸送方法がなく、第三国を経由して日本へ輸送せざるを得ない場合をいう。

(※2)「当該第三国税關の監督下で行われるもの」について、日メキシコ、日ペルー、日オーストラリア、CPTPP、日EU、日英、RCEP及び日米貿易協定並びにGSPにおいては、積替え及び一時蔵置が第三国税關の監督下で行われることが要件。



運送要件証明書

- 第三国を経由して日本に輸入する場合で、特恵税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告時に、積送基準を満たすことを示す書類として「運送要件証明書」の提出が必要。

具体例

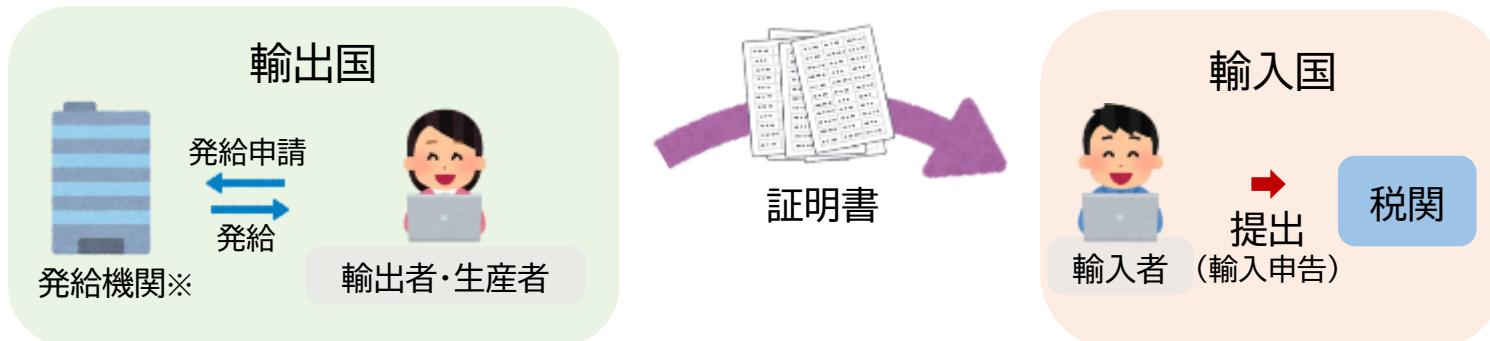
- ① 通し船荷証券の写し
- ② 経由国の税關(公的機関)等が発給した証明書
- ③ 税關長が適当と認める書類(一例として、以下ア～ウの一連の書類)
 - ア. 原産国から第三国、第三国から日本への運送関係関連書類
 - イ. 倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類
 - ウ. 税關管理下の保税地域への搬出入記録(一部のEPA及びGSP(上記(※2)参照))

①又は②を提出できないことにつき相当の理由がある場合には、第三国において積替え及び一時蔵置(当該第三国税關の監督下で行われるもの)以外の取扱いがされなかったことを証する書類(具体的にはア～ウの一連の書類)

条件4：税関に対して、証明書類を提出すること

原産地手続

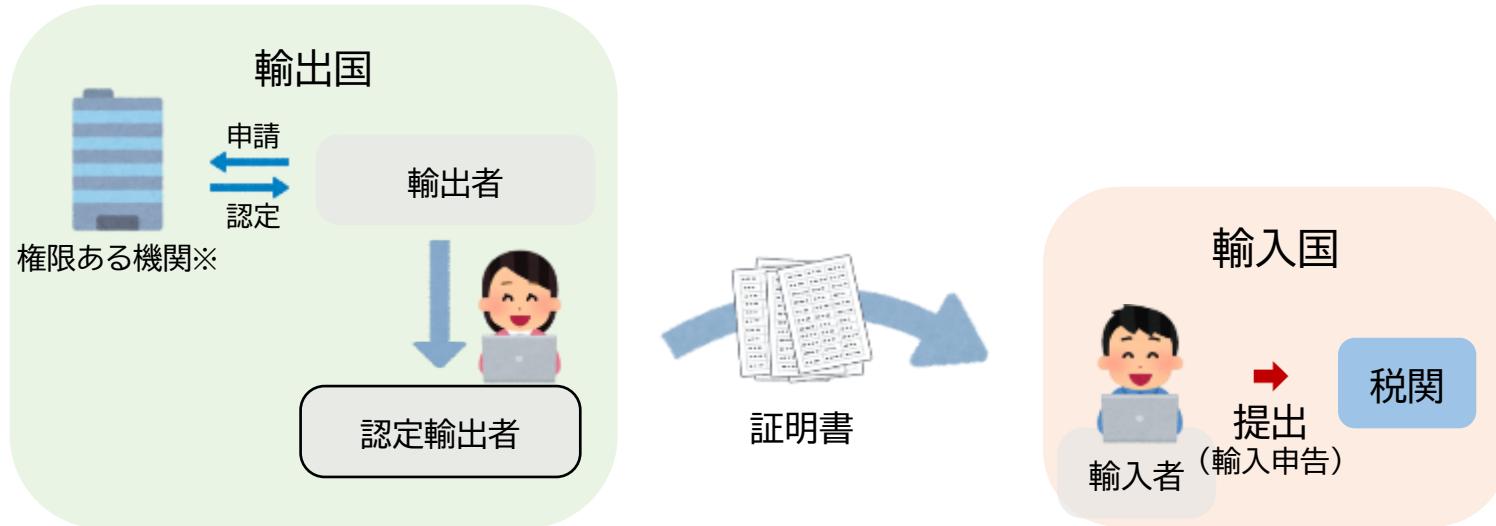
- 產品が原產品であることを証明する手續として「第三者証明制度」、「認定輸出者制度」及び「自己申告制度」という3つの制度がある。採用されている制度については各EPAで異なる。
- **第三者証明制度**とは、輸出者や生産者が「原產品」であることを確認し、**発給機関**(権限のある当局またはその指定機関)に**証明書(=原産地証明書)**の発給を申請する制度。



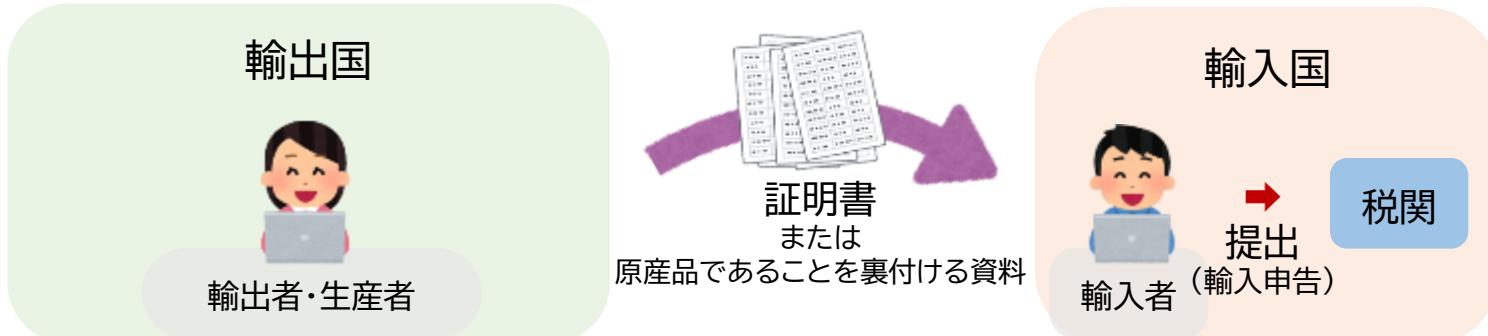
※日本においては日本商工会議所。
ただし、日シンガポール・EPAにおいては全国の商工会議所。

条件4：税関に対して、証明書類を提出すること

- 認定輸出者制度とは、輸出国の権限ある機関から予め認定を受けた輸出者が、自ら作成したインボイス等の商業上の書類に原産品である旨記載する制度。



- 自己申告制度とは、輸入者、輸出者または生産者が、「原産品」であることを確認し、証明書(=原産品申告書)を自ら作成する制度。



条件4：税関に対して、証明書類を提出すること

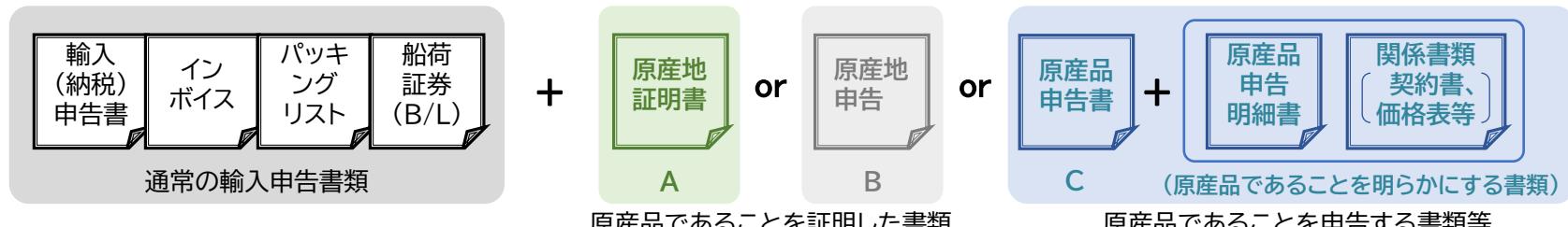
各EPA等における証明制度まとめ (2024年6月現在)

	第三者証明制度 (原産地証明書) 輸出国の商工会議所等の機関が発給する。	認定輸出者制度 (原産地申告) 輸出国政府が認定した輸出者が自ら原産品である旨を証明する。	自己申告制度 (原産品申告書) 輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。	
			輸出者・生産者 自己申告	輸入者自己申告
日メキシコ・EPA	○	○	-	-
日イスラエル・EPA	○	○	-	-
日ペルー・EPA	○	○	-	-
日オーストラリア・EPA	○	-	○	○
CPTPP	-	-	○ ※ベトナム、マレーシア、ブルネイは権限ある当局が輸出者・生産者に代わり発給	○ ※ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムでは、協定のそれぞれの効力発生日の後5年以内に実施予定
日EU・EPA	-	-	○	○
日米貿易協定	-	-	-	○
日英・EPA	-	-	○	○
RCEP協定	○	○	○ ※豪州、ニュージーランド間のみ利用可	○ ※日本への輸入時のみ利用可
上記以外の 発効済協定	○	-	-	-

条件4：税関に対して、証明書類を提出すること

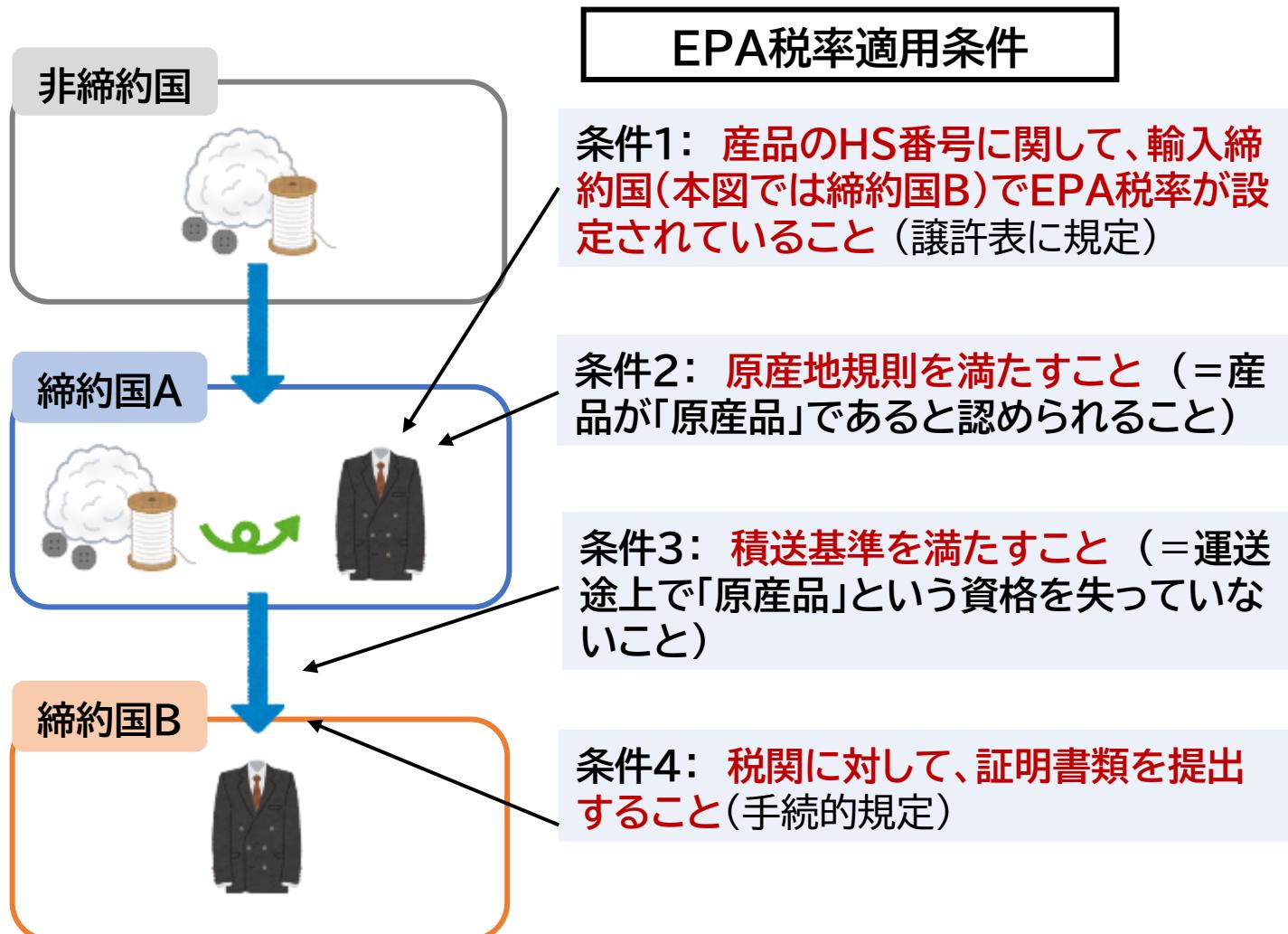
原産地証明制度・提出される書類の種類

- 原産地証明制度は3種類あり、それぞれ提出書類が異なる。
- 課税価格の総額が20万円超の貨物の場合、特恵適用のため、輸入申告時に、輸入申告書類に加え、「原産品であることを証明した書類」(A又はB)又は「原産品であることを申告する書類等」(C)を提出(第三国経由の場合には、運送要件証明書等も必要)。
- 自己申告制度では、関係書類(原産品であることを明らかにする書類)の保存が必要(保存期間は、各EPAにより異なる)。



	制度名	対象(EPA・GSP等)	書類(原則)	発給者／作成者
A	第三者証明制度	・CPTPP、日EU、日英、日米 を除く全てのEPA ・GSP	原産地証明書(発給日から1年間有効)	輸出国の権限ある当局
B	認定輸出者による 自己証明制度 (原産地申告)	(Aと共に選択的併用) ・日メキシコ ・日スイス ・日ペルー (A・Cと共に選択的併用) ・RCEP	原産地申告(作成日から1年間有効) (特定の原産地申告文を記載した商業書類) 原産地申告(作成日から1年間有効) (協定附属書3Bの必要的記載事項を記載したもの)	輸出国当局が認定した輸出者
C	自己申告制度	・CPTPP ・日EU ・日英 ・日米 (Aと共に選択的併用) ・日豪 (A・Bと共に選択的併用) ・RCEP	1原産品申告書(作成日から1年間有効) 2原産品であることを明らかにする書類 (原産品申告明細書、関係書類等) ※日EU・日英の輸出者/生産者については、「原産品申告書」に代えて「申告文」を作成。 また、提出書類の簡素化の場合には、上記2を省略可能。	輸出者・生産者・輸入者 (明細書・関係書類は原則輸入者) ※日米は輸入者のみ ※RCEPの輸出者・生産者自己申告は、豪州、NZのみ可(2024年6月時点)

EPA税率適用のために(再掲)



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要。
(一つでも条件を満たさなければ適用できない。)

→ 条件を満たすか確認するためには、「EPA利用のステップ」を活用

具体的なEPA利用のステップ

EPAを利用するためには次のステップで確認。

ステップ1. 貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ税関からの事後確認に対応

★ 具体的な輸出入時におけるステップについては、この後説明。

3. 參考情報

原産地証明書(CO)データ交換

原産地証明書(CO)データ交換について

○ 我が国締結のEPAの原産地証明手続:

自己申告制度を導入済の一部のEPAを除き、電子化されておらず、紙原本の提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。

○ 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ:

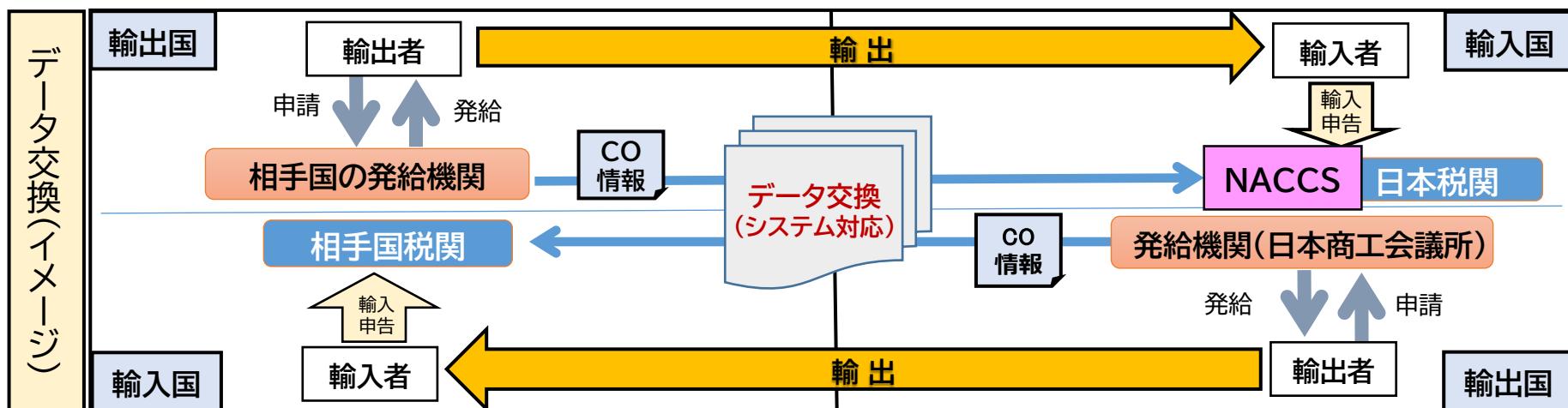
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理及びCOのデータ交換への期待

○ COデータ交換のメリット:

PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱(2020年12月8日改訂)
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。
- 日インドネシアEPAについては、2023年6月26日から運用開始。
(2024年1月にインドネシア発給機関(商業省)が紙の原産地証明書の発給を廃止したことにより、原則としてe-COの発給のみ)



(注) 2024年6月現在、データ交換を実施しているのは日インドネシアEPAのみ

原産地証明書(CO)データ交換

原産地証明書(CO)データ交換について・税関HPのご案内

e-COの実施に関する実施に関する最新の情報は、税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルを参照。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

※ 今後も本ホームページに最新の情報を追加・更新していく予定。

EPA・原産地規則ポータル

EPA・原産地規則ポータル

目的別に探す

- 初めてEPAで輸入
- 初めてEPAで輸出／輸出相談(自己申告)
- 原産地規則とは
- 原産地証明・電子データ交換** (This button is highlighted with a red box)
- 輸出／法令等／EPAとは
- 事前教示
- 事後確認
- 品目別規制制度(PSR)の
- パンフレット・お知らせ
- お問い合わせ・その他リンク

第三者認証制度

日本への輸入の場合

輸入者は、輸出港の権限ある税関機関から発給された原産地証明書を輸出港から入手します。

- ・EPA・原産地証明書発給機関一覧
- ・DSRの対応地図(輸出港別検索一覧)
- ・各税關における認証書類、認証事務

日本からの輸出の場合

第三者認証制度における原産地証明書についての権限は日本通商振興会(日シンガポール日本支所)です。我が国における発給申請方法についての情報は、以下の通りです。

・日本税關總署の輸出港別検索一覧

・税關における認証書類、認証事務

・税關における認証書類、認証事務

総出入港選択

・原産地証明書のデータ交換について

原産地証明書のデータ交換について

【重要なお知らせ】日インドネシア経済連携協定におけるインドネシア発給機関の紙の原産地証明書の発給の廃止について（令和6年2月5日）

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書について、これまでインドネシア発給機関における発給際にe-COと紙の原産地証明書のいずれか一方が選択可能となっていましたが、今般、インドネシア側から紙の原産地証明書の発給を廃止した旨連絡がありました。つきましては、令和6年2月5日より、日インドネシア経済連携協定に基づくEPA税率の適用においては以下のとおり取り扱いますのでお知らせいたします。

なお、すでに紙の原産地証明書を取得済みの場合は、有効期間内（発給の日から1年）は輸入申告で利用可能です。

【NACCSを利用して輸入申告を行う場合】

以下の資料をご参照いただき、e-COを利用して輸入申告を行ってください。

▶ 日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるe-COの利用方法（令和6年2月更新）

- ・e-COご利用のポイント（令和6年2月更新）
- ・NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務によるe-COのイメージ（令和6年2月更新）
- ・e-COよくあるお問い合わせ（令和6年2月更新）

税関ホームページ/原産地規則ポータル

税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルでは、各種情報を掲載。

➤ <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

- 自己申告制度を利用する場合の輸出相談のご案内



- 事前教示の情報(公開回答一覧表など)



A screenshot of the 'EPA · 原産地規則ポータル' homepage. The page has a dark blue header with the portal's name. Below the header, there is a main content area with a world map background. The content area contains several service icons arranged in a grid, each with a title: '初めてEPAで輸入' (First time importing under EPA), '初めてEPAで輸出／輸出相談(自己申告)' (First time exporting under EPA / Self-declaration inquiry), '原産地規則とは' (What is the Origin Rule?), '原産地基準・定規手帳／様式見本' (Origin standard / Handbook and sample forms), '協定・法規等／EPAとは' (Agreements / Legal documents), '事前教示' (Pre-teaching information), '申告指南' (Declaration guide), '品目別原産地規則検索システム (PNR) の検索' (Search of the Item-by-item Origin Rule Search System (PNR)), and 'お問い合わせ' (Contact us).

- 各EPAの協定条文等



- 品目別原産地規則検索システム



- 各EPAの協定条文等

<https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm>

- 品目別原産地規則検索システム

<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

- 自己申告制度を利用する場合の輸出相談のご案内

https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm

- 事前教示の情報(公開回答一覧表など)

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

ご清聴ありがとうございました。